

Monthly Report

2018年12月号

特集 飲酒運転

平成29年の飲酒死亡事故は、201件(構成率5.4%、前年比-13件、0.2%減)でした。飲酒死亡事故は、ここ数年200件を下回ることなく横ばいの状態です。

飲酒運転は重大な犯罪ですが、例年12月は飲酒運転による事故が最多となります。忘年会など宴会も増えるこの時期に、改めて飲酒運転の根絶について考えてみましょう。

1. 飲酒運転、確信犯でなくても

【事例①】

10月10日午前8時前、T運転者が、市道交差点で乗用車を運転し、交差点内で止まっていた車に追突。続いて右折待ちのバイクにぶつかった。T運転者は「夜から酒を飲んで車で寝た。朝起きて酒が抜けていると思った」と供述した。

【事例②】

3月3日午後10時ごろ、S運転者は飲酒后、Nさんの運転代行を利用し駐車場に到着した。その後、S運転者が車を駐車枠に入れるため後退させたところ、後ろにいたNさんをはね、死亡させた。

これらの事例は、飲酒運転を犯すつもりはなく、たまたま魔が差したということであったのかもしれませんが。しかし、結果としての責任は、「悪いことを承知で、飲酒運転する」のと、大差ありません。



2. 飲酒運転の罰則

飲酒運転には、下表のような重い罰則が科せられます。また、場合によっては飲酒運転者だけでなく関係者も処罰の対象となります。

運転者に対する罰則			車両提供者や同乗者に対する罰則		
状態	刑罰	違反点数	状態	刑罰	
酒酔い運転	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	35点	車両提供者	運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
				運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
酒気帯び	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	25点	酒類の提供者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
				運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	13点	車両の同乗者	運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
				運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金



3. 二日酔い運転に注意

500mlのビールを一缶飲むと、酔いがさめるのに個人差にもよりますが、およそ4時間掛かります。従いまして、500ml缶のビールを3本飲むと、アルコールが抜けるのに、12時間必要となることから、時間によっては翌朝の出勤時に、まだアルコールが残っている危険性があります。

			
500ml	1合	350ml	200ml

※ 公益社団法人 アルコール健康医学協会 HP
<http://www.arukenkyo.or.jp/health/prevention/index.htm>
 2018/11/07閲覧

※上表は純アルコール分20グラム前後を含むお酒の量を、種類別に示したものです。これをアルコール「1単位」といい、体内で分解されるのにはおよそ4時間必要です。(2単位摂取すると、2倍の8時間が必要です。)

実際、警視庁によると、都内で発生した飲酒運転事故の約3割は、午前6時～正午に発生していることから、その多くは二日酔い運転とみているとの報道もあります。

4. 二日酔い運転をしないために

■ 運転する予定の前日は、飲酒を控える

二日酔い運転にならないように、翌日に運転の予定がある場合、まずは飲酒を控えましょう。次に、飲む場合でも、酔いがさめる時間などを考えて適量の飲酒に止めましょう。

■ 飲んだ翌日は、アルコールが残留していないことを確認

前夜に飲酒をした場合は、安全であることを自分の感覚で判断するのではなく、アルコールチェッカーを使用し、残留ゼロを確認してから運転することをお勧めします。

アルコールチェッカーは普及により、手軽に入手できるものありますので、自己防衛のためにも積極活用しては如何でしょう。

* 使用上の注意

せっかくのアルコールチェッカーも、使い方によっては、正しく検知できない場合があります。正しい使い方を取扱説明書で確認して使用しましょう。



▲ 酒類を飲まないことを宣言する「ハンドルキーパー宣言バッジ」<(一財)全日本交通安全協会にて購入可能です>



▲アルコールチェッカー使用例



SOMPO ホールディングス
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 ホームページ <http://www.sjk.co.jp>

お問い合わせ先

帝人エージェンシー株式会社 保険部
 〒550-8587
 大阪市西区土佐堀1-3-7
 肥後橋シミズビル16階
 TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
 E-mail hoken@teijin.co.jp